

第2章 計画の6つの 方針



第2章 計画の6つの方針

自治体計画は個別事業計画の単なる集成であってはならないであろう。それは、個別事業計画の前提となり、また、個別事業計画の体系を枠付けるような、まちづくりと市政運営の基本方針を示すものでなければならない。いいかえるなら、それは、個別事業計画の採否、優先、相互関係を決める尺度となるような基本方針を含むものでなければならない。このような観点から、この計画では、以下の6つの方針をもって計画全体を貫く基本方針とする。

これらは、先の「『新長期計画』の7原則」のうちの市民自治の原則、計画的市政運営の原則、広域協力の原則、自治権拡充の原則を計画期間中の課題に合わせて具体化した指針である。

1. 15万人のまち・個性豊かな3つの圏域を形成しよう

計画的なまちづくりを進めるには、まず適正な人口を定め、ついでまちの骨格となる圏域構造の将来像を描くことが大切である。

(1) 15万人のまち

武蔵野市の市域は11.03km²であり、この面積は全国の数ある市のなかでもきわめて小規模である。これに対して人口密度は市域平均で123人/haであり、この数字は全国第四位である。市内では西久保が最高で、ここでは実に179人/haである。これ以上人口が増え、超過密都市になれば、市民の生活環境は確実に悪化する。

そこで、この計画では、武蔵野市の将来人口の上限値を15万人とし、人口増は政策的に極力抑制する方針をとる。

(2) 個性豊かな3つの圏域

武蔵野市は、国鉄中央線の吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅というほぼ等間隔に並ぶ3駅を中心とする3つの駅勢圏から構成されている。

そこで、この3圏域がもつ基本的な性格を確認し、個性豊かな圏域を形成していくための潜在力を見定めたい。

① 吉祥寺圏……吉祥寺駅北口の再開発事業により商業・サービス業の集積がたかまり、小規模ながら高密度の商業センターという性格を形成している。国鉄吉祥寺駅の平均乗降客数は約27万人／日。その商圏人口は約120万人といわれる。これはすでに地方中核都市の集積力に匹敵する。

そこで、吉祥寺圏の整備方針としては、次の3点に留意する。

イ、高密度の商業地域における、商業・サービス業活動が無秩序に周辺の住宅専用地域を侵触することのないように、あらゆる方策を検討しなければならない。

ロ、高密度の商業地域のなかの景観、ここでくりひろげられる商業・サービス業の活動そのものに、武蔵野らしい新しい文化性を織り込まなければならない。これは市政の任務である以上に、この地域で活動する市民と民間資本の任務である。

ハ、吉祥寺商業センターの新しい性格は「ファッションのまち」ではないかと思われる。この性格をさらに強めていくには、吉祥寺駅の北口と南口を連結し、井の頭公園の周囲に形成されつつある文化的な営みと一体化させることが考えられよう。

② 中央圏……三鷹駅北口広場から新市庁舎にいたる中央通りの軸線とその周辺は公共（行政）センターという性格を形成している。ここにはすでに簡易裁判所・検察庁支部・税務署・郵便局・警察署・保健所・武蔵野市役所・東京電力・東京ガスなど、国・都・市の官公署等が集中的に立地しているのである。しかも、この圏域には緑の景観が多い。三鷹駅北口広場はもっとも武蔵野らしい広場であり、圏域の北端には市営陸上競技場がある。

そこで、中央圏の整備方針としては、「緑豊かな公共センター」の性格をさらに強めていく方向で、次の3点に留意する。

イ、旧庁舎跡地から市立図書館にいたる一画を再編成し、ここに市立の文化施設が集中した「中央文化ゾーン」を創造する。

ロ、三鷹駅北口広場の近くに残っているまとまった緑地を再開発するとき
は、緑の景観の保持につとめる。

ハ、中央通りの郵便局から五日市街道にいたる区間について、将来の有効
利用を検討する。

③ 武蔵境圏……武蔵境駅北口の再開発計画が停滞しているため、この圏
域の性格を見定めることはむずかしい。あるいは、この圏域には個性的な
性格が形成されていないからこそ、再開発計画が確定できないでいるのか
もしれない。

したがって、この圏域については、現存する潜在力を見定めることから
はじめなければならない。潜在力として次のものがあげられよう。

イ、国鉄武蔵境駅の日乗降客だけでも約10万人強を数え、その上西武多摩
川線のターミナルであり、南北からのバス路線もかなり集中している。将
来、この多摩川線が多摩ニュータウンと結べば、南の奥行きはさらに深ま
る。

ロ、この圏域とその周辺には、国際基督教大学、東京神学大学、ルーテル
神学大学、日本獣医畜産大学、亜細亜大学、日赤武蔵野女子短期大学、法
政大学工学部、武蔵野女子大学などの多数の大学、都立武蔵高校、関東高
校などの高校があり、また都立青年の家、日赤病院、研究所等もある。

ハ、農林水産省食糧倉庫、日本獣医畜産大学には移転の可能性がある、こ
れが現実になれば、この跡地利用のいかんによってこの圏域の性格形成を
左右する可能性がある。

そこで、武蔵境圏の整備方針としては、「国際色豊かな青年学生のまち、
学術保養センター」の性格を創り出していく方向で、次の3点を検討して
いきたい。

④、国鉄中央線の高架複々線化を促し、南北を一体化する。

⑤、日本獣医畜産大学の移転計画はなお不確かであるけれども、これが実
現した場合にはこれを公共施設用地として有効利用する。

④、農林水産省食糧倉庫跡地をはじめ、武蔵境駅周辺に、学術保養関係の都または国の施設、たとえば都立図書館、青年勤労者レクリエーション施設などの誘致に努力する。留学生会館などの国際的施設も検討に値する。

(3) 副々都心機能の分散

副々都心的な機能は3圏域の性格に合わせて分散し、全体として「閑静な住宅地」と両立した一つの副々都心となる方向をめざす。

また武蔵野市の諸施設を整備していくにあたってつねに3圏域の性格を配慮しながら個性豊かな圏域の形成を促進するようにつとめる。

2. 広域協力と機能分担を見直そう

(1) 多摩地域のなかの武蔵野市

武蔵野市は多摩地域の一画であり、ことに中央線沿線都市群のなかに位置する。

吉祥寺圏の発展は、東京西郊の都市化のなかで新宿と立川の中間に位置していかつ井の頭線によって渋谷と結ばれているという有利な立地条件に負うところが大きい。この利点は中央圏、武蔵境圏にも活かしていくべきである。

だが、将来は中央線沿線諸都市が新たな発展をとげ、武蔵野市の発展と競合してくるであろう。それだけに多摩地域のなかで、あるいは中央線沿線都市群のなかで武蔵野市が担う機能を今から明確に見定めておきたい。

(2) 近隣諸市との広域協力

武蔵野市はし尿処理、ごみ処理などについて近隣諸市と広域協力を行ってきたが、この種の広域協力は、各市が独自の施設を整備するにつれ、その必要性が薄れていく傾向をもつ。しかしその反面では、単独では対処のむずかしい課題がつねに新たに発生してくるので、従来の広域協力を解消しながら新たな広域協力を設定していかなければならない。

都市計画道路の整備、地区交通の再編、上水の保全、河川の改良などに

については、とくに隣接自治体の行政および住民と密接な連絡調整をおこなう必要がある。

武蔵野市内には屋外運動施設が少ないが、市域に接して井の頭公園西園、三菱総合運動場、中大野球場などがある。また大学の連携について考えるにしても、市域に接して東京女子大学、武蔵野女子大学などがある。このような諸点については市域の外にまで視野を拡げて、その武蔵野市民への公開と武蔵野市民の積極的利用について考えたい。

(3) 都との機能分担

武蔵野市は常備消防、下水処理を都に依存し、上水についても年間使用量の約半分を都営水道から受水している。水道都営一元化問題は『前長期計画』策定当時の懸案事項であるが、これ以上いたずらに結論を引き延ばすべき問題ではない。上水の安定的な確保、並びに老朽化していく石綿管の改良工事とその費用負担という長期的視点から市政と市民が共に水道都営一元化の是非を真剣に検討すべきときである。

またこの計画期間12年のうちに、都と市の間には、福祉作業所・授産場、消費者センター、保育所、保健所などの移転・移管・廃止といった諸問題が発生する可能性が強い。市が引き受けるべきものは引き受けながら、都が多摩地域の市町村に対して県としての役割をより積極的にはたすことを強くもとめていきたい。

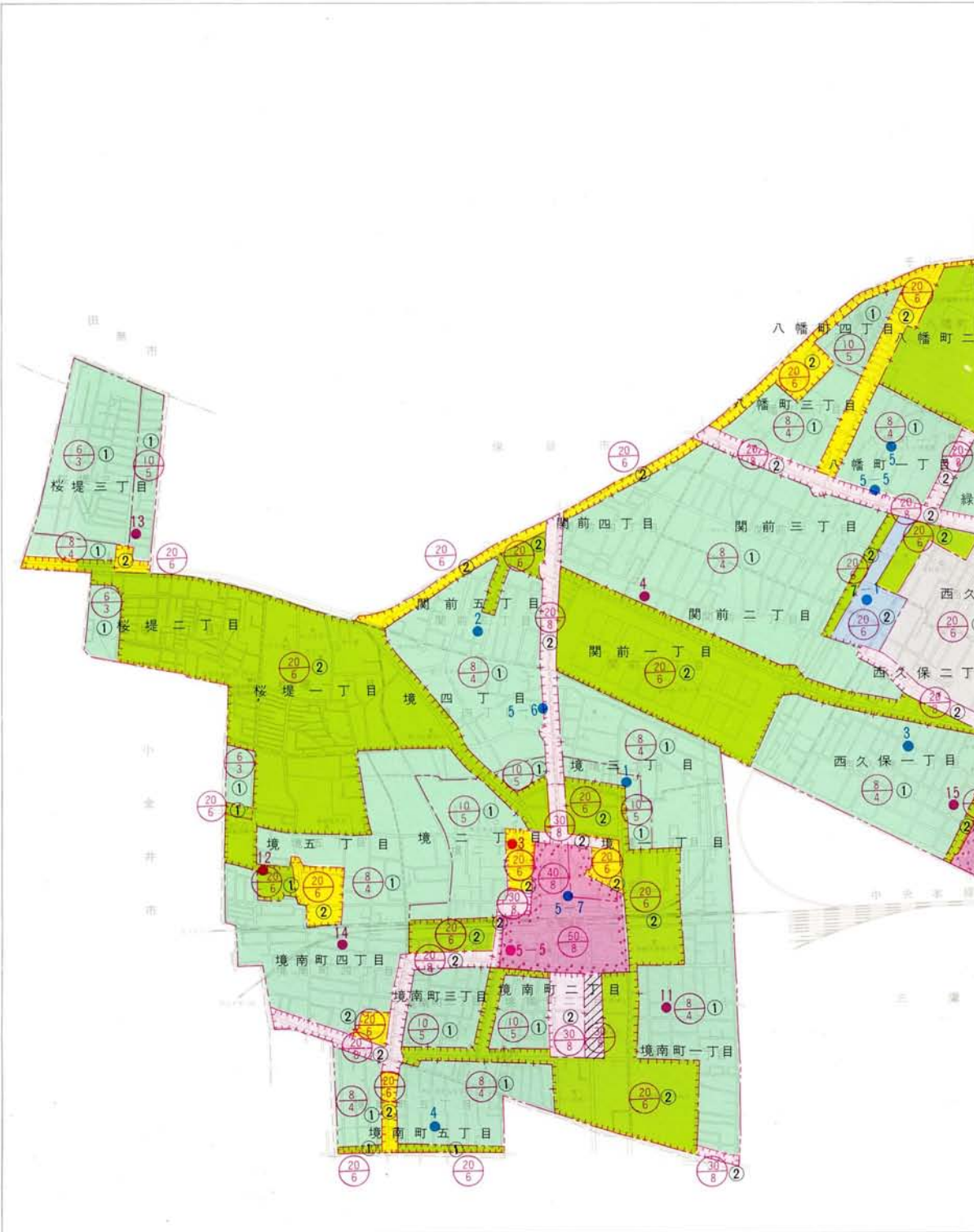
3. 用地を確保し土地利用を適正なものにしよう

(1) 用地の計画

公共公益施設の建設用地の取得難、武蔵野市にとっては、これが財政条件以上に厳しいネックである。このため、この計画では、公有地の先行取得を何にもまして優先することにする。

① 日本獣医畜産大学 (18,976㎡)、農林水産省食糧倉庫 (4,375㎡) の移転計画が実現するあかつきには、その跡地を武蔵野市が購入する方針で臨

都市計画用途地域・地区・日影規制区域図



価公示地点 (昭和54年4月1日現在)

凡		例	
表示	用途地域	日影規制	
		規制される建築物からの高さ	規制される日影時間
	第1種住居専用地域	平均地盤面からの高さ 1.5m	規制される範囲 5mをこえ10m以内 10mをこえる
	第2種住居専用地域	高さ10mをこえる建築物	3時間以上 2時間以上
	住居地域		3時間以上 2時間以上
	準工業地域	高さ10mをこえる建築物	4時間以上 2.5時間以上
	準工業地域(第2種特別工業地区)		4時間以上 2.5時間以上
	近隣商業地域		5時間以上 3時間以上
	近隣商業地域		5時間以上 3時間以上
	商業地域	規制対象外	無指定

表示	高度地区	表示	防火地域
①	第1種高度地区		防火指定なし
②	第2種高度地区		準防火地域
③	第3種高度地区		防火地域
	高度指定なし		



む。

- ② その他の大規模施設に事業縮小・転用・移転の動きが現われたときは、これから生ずる土地を極力公有地化する。なかでも、東京都水道局武蔵境浄水場の将来には、人口抑制の視点からも武蔵境圏の整備の視点からも重大な関心を寄せざるを得ない。武蔵野市としては、浄水装置の近代化計画を促進し、これによって不必要となる用地を公園とすることを都に対して要請していく。
- ③ 市独自の公有地拡大条例の制定を含め、学校、コミュニティセンターなどのコミュニティ施設に隣接する土地を機会あるごとに買い上げ、これらの敷地を徐々に拡大していく方策を検討する。
- ④ 土地の取得がむずかしいところでは、これに代えて建物の床面積を取得することにつとめる。

(2) コミュニティ環境計画の提案

都市計画法改正により新たに制度化された地区計画の手法を活用することを検討する。

また、地区計画制度の詳細はまだ明らかになっていないので、この手法とただちに結びつくかどうかはわからないが、コミュニティ予想地区などを単位にしたコミュニティ環境計画を作成し、生活道路、小公園、コミュニティ施設などの一体的な整備を行うことを検討する。こうしたコミュニティ環境計画の策定過程には、コミュニティ協議会をはじめとするコミュニティ諸団体が積極的に参画することが望まれる。

なお、こうした詳細計画を作成するには、土地利用の動向についてより詳細な情報を正確に把握し集約するしくみを確立する必要があるだろう。

(3) 土地利用の再編成

商店と住宅、工場と住宅、高層住宅と低層住宅など、用途の異なるものが高密度に混在してきたため、相隣関係における生活侵害とこれによる紛争がとみに増加してきている。

- ① 商業地域についてと同様、最近は準工業地域内でマンションを建設する動きが目立つ。これに対する対策を検討する。
- ② 住居専用地域内でスナック、飲食店を開業するものが増えてきている。都条例による文教地区指定なども含め、これに対する何んらかの方策を検討する。
- ③ 近隣商業地域内に立地している建材業、材木業、運送業、倉庫業などのサービス産業は幹線道路の交通渋滞の一因ともなっているため、これを市内特定箇所に集約する可能性はないか検討してみる。また、公衆浴場業は徐々に転廃業を強いられている現状にあるため、その再生の途がないか検討してみる。もしも、これらのサービス産業とか公衆浴場業に移転ないし再生の余地があるとするならば、その跡地はかなりまとまった敷地であるから、これらが近隣商業地域を再編成する拠点となりうる。

そして、このような近隣商業地域の再編成の気運が生じたところについては、武蔵野市がここに新しい形のコミュニティ施設を併設する方法でこの再編成事業に協力することも考えられる。従来のコミュニティセンターが「茶の間のコミュニティ」であったとすれば、この新しい近隣商業コミュニティはサンダルばきで集う「井戸端のコミュニティ」といった性格のものになろう。

4. コミュニティセンターづくりから コミュニティづくりに進もう

(1) コミュニティ構想の完成

コミュニティ予想地区の区分を別図のように改める。ただし、この予想地区は中心センターの配置を考えるためのものにすぎず、この予想地区内で小型分散方式をとることを妨げるものではない。また、コミュニティ協議会・管理運営委員会は小型センター単位に独立して設けることも妨げない。

コミュニティセンターの建設は従来どおり当該コミュニティ予想地区の市民の盛りあがりを待って建設する。

公会堂は市民ホール（市民文化会館）の完成をまって市民会館に転用し武蔵境の市民会館は市民会館として存続させる。また福祉会館はその機能を専用化させ、老人福祉会館として活用する。したがって、これらの3施設はコミュニティセンターに転用しない。

コミュニティセンターには体育館を併設することが望まれるが、現実にはこれに十分なだけの用地を取得することが残念ながら多くの場合に困難であった。今後コミュニティセンター用地を取得するときは、できるだけ体育館の併設可能な用地の取得をめざすが、これが不可能なときはせめて体育室を設けることをめざす。

(2) 学童クラブの将来構想

学童クラブは小学校通学区単位に設ける。

学童クラブは徐々に再編成して、将来はこれを小学校の校舎内または校地内に併設する。少なくともこれに近接して設ける方向をめざし、学校施設を有効に活用したものにする。

けれども、この問題は学校管理の問題にかかわり、まだ学校開放の問題とも深くかかわるので、その方法については関係部局間で十分に検討をつくさなければならない。

そこで、現にコミュニティセンターに併設されている学童クラブについては、コミュニティセンター関係者と学童クラブ関係者の協議をさらに円滑にし、当面より良い運営をはかることを期待する。

(3) 利用基準の再検討

コミュニティセンターの集会室の利用について、利用者の一定比率以上が武蔵野市民であること、1団体から月3回以上の予約申込みを受けないこと、金銭の授受をしないことなどの利用基準が設けられている。この種のなんらかの利用規制が必要となっている事情は十分に理解できるが、そ

の適用があまりに機械的、画一的にすぎて利用者に不便となっている面もみられる。

そこで、コミュニティセンター関係者がこれをもう少し柔軟なものに改めていくことを要望したい。また、その点で市とコミュニティ協議会との間に取り交わされている委託契約の文言ないし解釈に問題があるところはこれを改める。

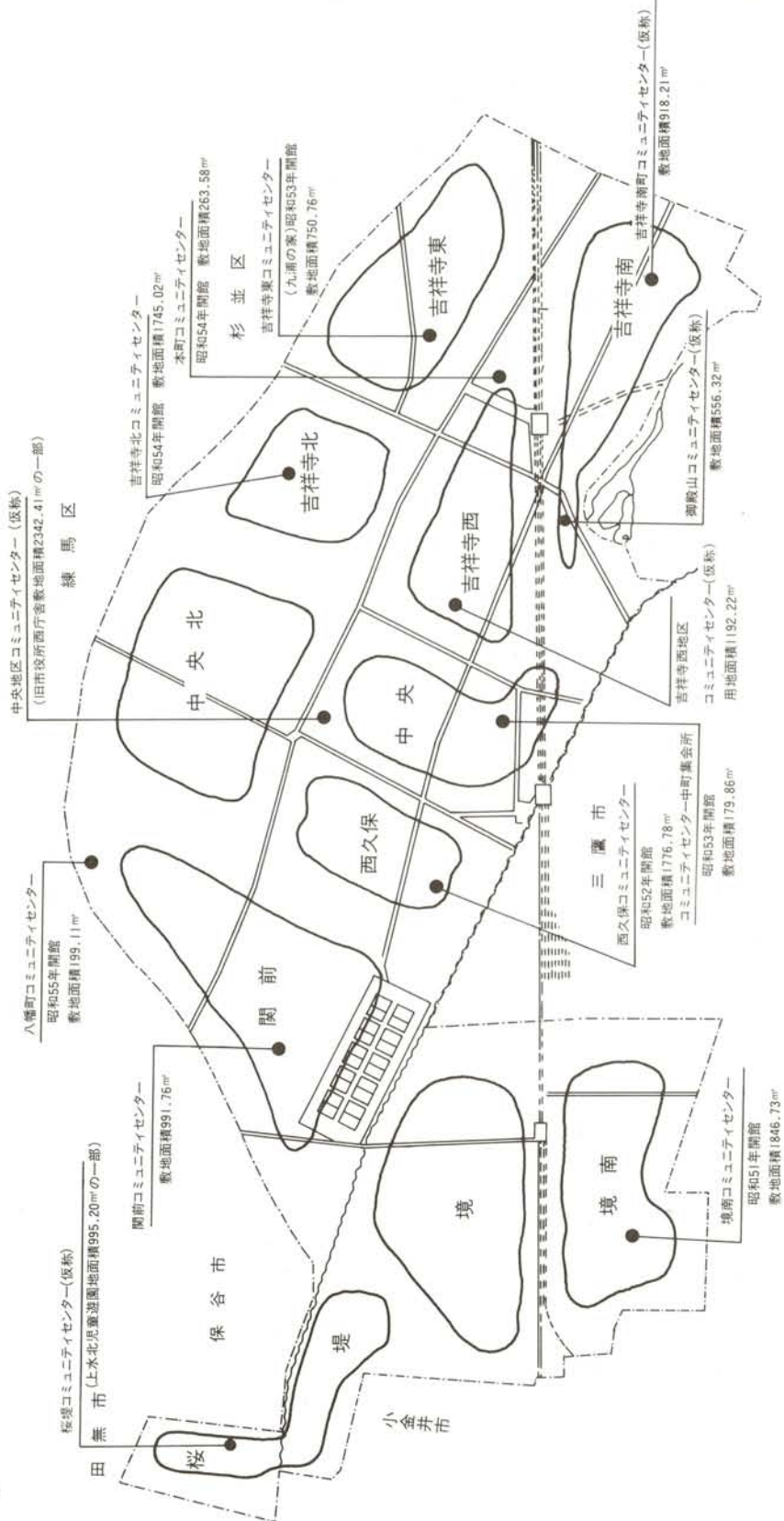
(4) コミュニティづくりへの前進

コミュニティづくりはあくまで市民自治を基本とするもので、自主的個人的な発展をすべきものであるから、市政がこれに対して特定のコミュニティ活動プログラムを画一的に強制、指導、要請することは好ましくない。したがって、コミュニティセンター管理運営委員会が企画実施する活動プログラムには、市政は従来どおり介入しない。

だが、コミュニティセンターの管理運営をはなれ、これをこえたさまざまなコミュニティ活動がコミュニティ協議会の場で、あるいはそれ以外のコミュニティの場で企画され実施されることが期待される。そして、市政がこうしたコミュニティ活動に種々の問題提起を行い、活動計画を提案していくことは考えてよい。

先のコミュニティ環境計画の提案はその一例である。このほかにも、建築、緑化、美観、広告物、生活道路の自動車交通などについて自主的で多様な地域協定の締結を促していくことも検討すべきである。

コミュニティ構想(第2次改訂)



5. 情報の公開と市民参加の発展をはかろう

(1) 情報の公開

情報の公開と交流は市民参加の前提であるから、これをあらゆる面、あらゆる方法で、さらに推進していく。

『地域生活環境指標』は計画のローリングに合わせて改訂していくことにするが、今後は作業の責任を計画策定委員会の手から職員機構の手に移す。これに加えて、新たに、市の財政状況とか各事業の単位経費の状態などを市民にわかりやすい形で示す『財政コスト指標』ないし『管理指標』の作成方法について検討する。この作成作業には職員労働組合の代表も参画することを期待したい。

各部または各課ごとに、武蔵野市の状況の変化をのべ、政策実施の成果を評価し、新しい政策課題を指摘するような『白書』をつくることにする。先の『財政コスト指標』とこの『白書』は『地域生活環境指標』と同様に計画のローリングの事前作業として定期的に作成し改訂するものとする。

(2) 情報の交流

広報市民委員会が提言した市出版物資料コーナーの設置案を早急に検討し、これを具体化する。

市政資料室を拡充し、これを職員、議員、市民のすべてが利用できる性格のものに改めていく。

コミュニティセンター、市役所、出張所、図書館、公会堂、F&F、市民ホール、市民会館、福祉会館などのロビーに、『むさしの市報』、その他の公共的な広報紙、市民団体の広報紙などの自由配布コーナーを整備する。

市民社会福祉協議会が発行している『社協だより』についてはその拡充を期待する。

(3) 教育委員会報の発刊

教育委員会と市民間の意思疎通をさらに円滑なものにするため、『市議

会報』に準じた『教育委員会報』の発刊を検討すべきである。

(4) 市民委員会の新設改廃

既設の常設的な市民委員会のうち、市民文化会議、広報市民委員会および健康市民委員会は廃止する。緑化市民委員会、清掃対策市民委員会および学校開放市民委員会は引き続き存置する。なお、健康づくり市民委員会は健康センター構想を具体化した時点で任務を終了するものと了解する。

かつて存在したコミュニティ市民委員会を復活し、これにコミュニティ環境計画、各種の地域協定などのあり方・進め方についての討議を要請する。このコミュニティ市民委員会は現に設けられているコミュニティ研究連絡会の構成員の代表と専門家市民が参加した構成にするのが適当であろう。

このほか新たなものとして、防災計画市民委員会、図書館活動市民委員会、国際交流市民委員会などを設置する。なお、郷土資料館、市民アートギャラリーの新設構想を具体化する際には、その基本構想の調査研究・立案を担当する臨設の市民委員会または専門家市民のワーキンググループを設けるものとする。

(5) 専門家市民のワーキンググループと職員のプロジェクトチーム

この計画では、環境保全のため条例ないし指導要綱の制定、ごみの減量とリサイクルのための条例等の制定、緑化関係の条例制定など法制的な課題が多い。

この種の課題とか先の『財政コスト指標』の開発などは、かなりの専門的な知識と経験を要するので、市民委員会の検討になじみにくい。

市民委員会が条例案等の基本方針を提言することはできても、市民委員会が条例案等の法文化作業まで審議することは多くの場合無理である。

そこで、このような課題については、専門家市民のワーキンググループとか職員のプロジェクトチームを設置し、これが市民委員会と協働するといった作業方法を工夫する。ワーキンググループに参画する専門家市民は

地方自治法上の専門委員として委嘱する方法もあれば、囑託とする方法もあろう。また、ワーキンググループを小人数の市民委員会とし、専門家市民を市民委員会委員と同等に扱う方法もあろう。

(6) 都市計画審議会の活用

武蔵野市のまちづくりには、道路計画の見直し、地区計画手法の活用、コミュニティ環境計画の提案、土地利用の再編成など新しい着想とこれを行政ベースに具体化する作業がもとめられている。こうした諸問題の検討については、新たに市民委員会を設ける方法より、現存する都市計画審議会を活用する方法を提案する。

都市計画審議会は諮問に応じるだけでなく、積極的に調査研究し建議するものとし、必要があれば、これに前記の専門家市民のワーキンググループを付設することも検討されてよい。

6. 活力のある柔軟な行政を築こう

武蔵野市は成熟期に達したまちである。市政の課題は「ものづくり」から「しくみづくり」へと移り、そして自治の課題そのものが「行政主導」から「市民主導」へと変わってきている。

ここでもとめられているのは、企画、調整、紛争処理の能力をもった職員であり、活力のある柔軟な行政である。

(1) 人員配置と機構の再編成

この計画は、武蔵野市民の生活をさらに向上させる観点から新規に数々の個別事業計画を実施することにしていく。そして、その実現にはかなりの人員と経費の投入を要するものと見込まれる。だが、市政運営を長期的に健全かつ着実な状態に保つためには、武蔵野市は現時点において職員を増員することにきわめて慎重でなければならない状態におかれている。

そこで、この計画の実施にあたっては、まず人員配置と機構について徹底した見直しを断行し、既設部門の効率化から生ずる余剰人員を新しい課

題のために配置転換する方法によって、職員の純増を極力抑制していく。ことに、市政全般の企画管理態勢を強化していくためには、ごみ収集、緑化、収納業務などの効率化をはかる必要がある。

さらに、市民ホール（市民文化会館）、クリーンセンター、総合体育館などの大型施設、並びに郷土資料館、総合教育センター、市民アートギャラリーなどの文化施設の新設が予定されているので、すでに他市が実践している経営努力に学び、これらの公共公益施設の維持管理にあたる公共施設管理公社（仮称）の設立について検討する。

また、文化施設が企画主催する事業の質をたかめその運営を円滑にするため、これらの事業の企画実施にあたる文化事業団（仮称）の設立についても検討する。

(2) 職員研修・職員参加等の改善

『第二次調整計画』（昭和51年策定）の第5章には、組織管理について決裁権限の下部委譲、人事異動の定期的実施などが、また職員研修については派遣研修・職場研修・自主研修の積極的活用、自主研修成果を発表するための『研究調査季報』（仮称）の刊行などが要請されていた。さらに職員参加に関しては職場討議の気風の確立、『庁内報要綱』の策定、プロジェクトチーム方式の活用など数々の改善の要請がなされていた。

これらの諸点は率直にいつていまだ十分には実現されていないところであり、また今日の時点でもなお妥当する改善方策である。

そこで、この計画の実施過程では、これらの諸点についてもいっそうの改善につとめ、活力のある柔軟な行政を実現していく必要がある。

(3) 夜間休日サービスの拡大

単身世帯、共働き世帯が増えていることからみて、夜間サービスあるいは時間外サービスがますます切実な市民の期待となっているので、市役所、出張所の登録証明事務をはじめ、図書館等の夜間サービスの拡大について検討する。もとより、これは職員の勤務条件に直結することであるから、

団体交渉等によってその具体策をにつめる。

(4) 出張所の統廃合

武蔵野市ほど市内にきめこまかく出張所を配置している市は珍しいが、これは市民生活の利便にとってそれほど重要なことであるか疑問なしとしない。むしろ前掲の夜間休日サービスの拡大の方がはるかに有効であろう。

市民生活の圏域がますます駅勢圏単位にまとまってきていること、職員の執務環境としてはある程度まとまった人員が配置されている職場の方が好ましいこと、出張所の建物は学童クラブ用などに有効利用できることなどから考えるなら、出張所は吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅の3駅前出張所(または支所)に統合した方が、市民にも職員にも便利ではないかという意見もある。

ただ、この点については異論もあるので、最終的には市民、市議会のコンセンサスを得なければならない。しかし、新市庁舎が完成したこと、この計画の計画期間中には武蔵境駅前出張所が都市計画事業のために移設を要すること、公園通り出張所が所在している商工会館に改築の計画があることなどからみて、いまこそ出張所の統廃合を検討する好機であると考えらる。

(5) 団体交渉の論点の広報

理事者と職員労働組合の交渉事項は、市政にとって大きな影響があるので、市民に問題の真の所在をあきらかにする必要がある。したがって労使双方とも、その主張の内容を市民に説明するためのいっそうの努力をしなければならない。

(6) 電算機の導入

新市庁舎の完成を機に電算機を導入し、プライバシー保護条例を制定した上で、住民基本台帳法に包含されている範囲の住民記録から順次電算処理態勢に切り換えていくべきである。

これは当面の事務の効率化、経費の節減には効果が乏しいが、将来における行政事務の効率化と科学的な市政運営のために不可欠であると判断する。

(7) 統計報告等の整理再編

『市勢統計』所掲の各種統計をはじめ、行政資料において町丁目を配列する順序が不統一である。これは不便なので統一する。

『白書』づくりの提言と関連し、現に毎年編集されている『市勢統計』、『事務報告』、各課の『事業概要』、あるいは各種の白書類などの相互の分担関係、編集方針について調整する。

また各種の指定統計を市のレベルで解析し活用する工夫をする。

職員1人当り人口・人件費比率(普通会計総額比・市税比)

